



ベトナム株式市場の熱狂と政府の対応

経済調査部 研究員 竹田 徳浩

ベトナム株式市場の株価が急騰している。株価指数である VN Index は昨年 12 月 29 日の 752 ポイントから 1 月 19 日に初の 1000 ポイントの大台に乗せ、2 月 1 日には 1049 ポイントと過去最高値を更新した。今年に入ってから 1 ヶ月間で約 40% の上昇を記録したことになる。

昨年 2 月、ベトナム財務省は、2010 年までに国内株式市場の時価総額を GDP 比 10 ～15% にするという目標を発表したが、既に 17% に達した。このように、株式市場は、政府計画を大きく上回るペースで拡大している。

1 月 22 日、23 日の 2 日間に亘りハノイでベトナム金融・資本市場コンファレンスが開催された。コンファレンスは、ベトナム政府当局者、国内外の金融・資本市場の関係者、及びマスコミを含め 500～600 人が参加する大規模なものであった。特に株式市場についてのディスカッションでは、立ち見客がでる程の盛況振りであり、内外投資家のベトナム株式市場に対する関心の高さが感じられた。

しかし、これまでの内外マスコミを中心とした株価上昇歓迎ムードとは裏腹に、パネリストとして登場した多くのファンドマネージャーやアナリスト等から、今のベトナム株式市場は過大評価されており調整が必要であること、海外投機家のホット・マネーが流入しており株式市場は不安定な状況であること、より透明性のある市場が必要であること等の指摘があった。

ベトナム政府当局者も、このコンファレンスと前後して、企業のファンダメンタルズに着目せずに市場の熱狂に便乗した投機的な動きについて警戒感を表明している(注 1)。ベトナム株式市場の平均株価収益率は 25～30 倍程度と、他国平均の 18～20 倍を大きく上回ると言われている。

また、証券市場の監督機関である国家証券委員会(SSC)は、投資家の適切な投資判断形成のために株価収益率や一株当たり利益等の情報も含め株式市場の分析・調査レポートを定期的に SSC が公表していくことを決定した(注 2)。

SSC は、外資による上場企業の持ち株比率上限規制 49%、上場銀行の場合は 30% を当面維持することも決定した。ヴァー・ヴァン SSC 委員長は、「今後の株式市場発展にとっての外資の重要性は十分理解しており、徐々に外国人投資家に市場を開放していきたいが、市場が過熱しているこのタイミングで上限規制を緩和することは適切ではないと判断した。」とコメントしている(注 3)。

更に SSC は、上場企業に対してより一層の情報公開を求める通達を近々明らかにする予定としている。また、証券会社やファンド運用会社に運用状況の報告を求める等、証券市場に対する監督強化に向けて取り組むことを表明している。

株式市場が拡大している中で、証券取引センターの取引・決済システムの近代化もベトナム政府の喫緊の課題である。

実際、2月2日に技術的トラブルを原因としてホーチミン証券取引センターの取引が一時停止した。原因の詳細は明らかにされていないが、取引システムのトラブルとの情報もある。現行システムでは急増する取引件数の処理に耐えられないであろうことは市場関係者の間で以前から指摘されており、改善の必要性は広く認識されていた。残念だったのは、このシステムトラブルが、1月29日にグエン・タン・ズン首相から、取引・決済システムを早急にアップグレードするよう通達が出た直後の出来事であったことである。

このように、予想を上回るペースで株式市場が拡大している現実を踏まえると、ハード、ソフト両面でこれを支える市場インフラの根本的な強化が必要である。そういったアクションが実際に取られてはじめて、ベトナム株式市場が次の本格的な発展に入る礎が出来たと言うことができよう。

(注 1) 2007 年 1 月 24 日ベトナム・ニュース紙報道

<http://vietnamnews.vnagency.com.vn/showarticle.php?num=01STO240107>

(注 2) 2007 年 1 月 24 日ベトナム・エコノミー紙報道

<http://www.vneconomy.vn/eng/index.php?param=article&catid=05&id=6d3d2ea496e580>

(注 3) 2007 年 1 月 24 日ベトナムネット・ブリッジ報道

<http://english.vietnamnet.vn/biz/2007/01/656915/>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2007 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>